



スカパーJSAT  
PSD-G-第07-001号

# 衛星デジタル配信サービス 契約約款

第10版  
(平成19年6月)

スカパーJSAT株式会社

## 衛星デジタル配信サービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 衛星デジタル配信サービスの内容	4
第4条 衛星デジタル配信サービスの提供区域	4
第5条 専用契約の種別	4
第6条 品目	4
第7条 プロテクション	4
第8条 衛星デジタル配信サービスの提供に係る人工衛星	4
第9条 衛星デジタル配信サービスの提供に係る周波数	4
第10条 衛星デジタル配信サービスの提供に係る地球局設備	5
第11条 A種専用契約またはB種専用契約の専用回線の一端	5
第12条 C種専用契約の専用回線の一端	5
第13条 地球局設備の据付け	5
第14条 デジタル符号化装置等の据付け	5
第15条 中継地球局設備の据付け	6
第16条 受信専用設備の据付け等	6
第17条 無線局の免許の申請等	6
第3章 契約	7
第1節 契約の単位	7
第18条 契約の単位	7
第2節 専用申込及び専用契約の締結	7
第19条 利用期間	7
第20条 専用申込の方法	7
第21条 利用開始予定日	8
第22条 専用申込の承諾	8
第3節 専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求	9
第23条 専用契約の種別の変更の請求	9
第24条 品目の変更の請求	9
第25条 利用開始予定日の変更の請求	9
第26条 終日専用契約の利用期間の変更の請求	9
第27条 受信専用設備の変更の請求	9
第28条 中継地球局設備の変更の請求等	9
第29条 集信区間の始端の変更の請求	10
第30条 専用回線番号の変更の請求	10
第31条 人工衛星の変更の請求の禁止	10
第32条 周波数の変更の請求の禁止	10
第33条 A種地球局設備の変更の請求の禁止	10

第34条	B種地球局設備の変更の請求の禁止	10
第35条	C種地球局設備の変更の請求の禁止	10
第36条	B種専用契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の変更の請求の禁止	10
第37条	衛星回線の伝送容量の変更の請求の禁止	10
第38条	他社接続回線の伝送容量の変更の請求の禁止	10
第39条	集信区間の専用回線の種類の変更の請求の禁止	10
第40条	変更の請求に対する承諾	10
第4節	当社が行う専用契約の変更	11
第41条	トランスポンダ障害等に伴う終日専用契約の変更	11
第42条	周波数の変更	11
第43条	衛星回線並びに他社接続回線の伝送容量の変更	11
第44条	集信区間の専用回線の種類の変更	11
第45条	集信区間の始点の廃止	11
第5節	随時専用契約の予約等	12
第1款	随時専用契約の予約申込及び承諾	12
第46条	利用時間	12
第47条	予約申込	12
第48条	利用開始時刻等	12
第49条	予約申込の承諾	12
第2款	随時専用契約者が行う予約の変更	13
第50条	予約の取消しの請求	13
第51条	予約事項の変更の請求	13
第52条	予約事項変更の請求に対する承諾	13
第3款	当社が行う予約の変更	13
第53条	トランスポンダの障害等に伴う予約の変更	13
第6節	衛星デジタル配信サービスの利用開始日等	14
第54条	人工衛星局等の運用開始日	14
第55条	衛星デジタル配信サービスの利用開始日	14
第7節	権利の譲渡	14
第56条	専用契約に基づく権利の譲渡の禁止	14
第8節	専用契約の解除	14
第57条	当社が行う専用契約の解除	14
第58条	専用契約者が行う専用契約の解除	15
第4章	衛星デジタル配信サービスの提供の中止及び停止	17
第59条	衛星デジタル配信サービスの提供の中止	17
第60条	衛星デジタル配信サービスの提供の停止	17
第5章	他社回線との接続	19
第61条	他社回線の接続の請求	19
第62条	他社回線の接続の請求の承諾等	19
第6章	専用回線の利用の制限	20
第63条	専用回線の利用の制限	20

第7章	料金等	-----	21
第1節	料金等の支払義務	-----	21
第64条	料金	.....	21
第65条	配信専用料の支払義務	.....	21
第66条	限定受信システム取扱手数料の支払義務	.....	21
第67条	支払いを要しない料金	.....	21
第68条	衛星デジタル配信サービスの解除料の支払義務等	.....	22
第2節	料金の計算	-----	23
第69条	料金の計算方法	.....	24
第70条	料金前払いに伴う料金の減額	.....	24
第3節	割増金及び延滞利息	-----	24
第71条	割増金	.....	24
第72条	延滞利息	.....	25
第8章	保守	-----	26
第73条	地球局の検査及び地球局設備等の点検	.....	26
第74条	専用契約者の維持責任	.....	26
第75条	専用契約者の切分責任	.....	26
第76条	専用回線の修理または復旧の順位	.....	26
第9章	損害賠償等	-----	28
第77条	責任の制限	.....	28
第78条	免責	.....	28
第10章	その他の提供条件	-----	29
第79条	通信の秘密保護	.....	29
第80条	ICカード等の配布等	.....	29
第81条	地球局設備等の据付けに関する申請等	.....	29
第82条	中継地球局設備等の保管及び運用等	.....	29
第83条	電波干渉に要する工事等	.....	29
第84条	受信専用設備の保管及び運用等	.....	29
第85条	他人に利用させる場合の専用契約者の義務等	.....	31
第86条	他社接続回線に関する手続き	.....	31
第87条	衛星デジタル配信サービスの技術的事項	.....	31
第88条	技術資料の閲覧	.....	31
別表	基本的な技術的事項	-----	32
附則		-----	33

## 第1章 総則

## (約款の適用)

第1条 当社は、この衛星デジタル配信サービス契約約款(衛星デジタル配信サービス契約約款細則(以下「細則」といいます。))を含みます。以下「約款」といいます。)及び衛星デジタル配信サービス料金表(以下「料金表」といいます。)を定め、これにより衛星デジタル配信サービスを提供します。

## (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 衛星回線	Kuバンド周波数帯域(アップリンクにおいては14.00GHzから14.50GHzまで、ダウンリンクにおいては12.20GHzから12.75GHzまでの各帯域とします。以下同じとします。)を使用する人工衛星及び地球局設備等により当社が設置する電気通信回線
4 衛星デジタル配信サービス	この約款に基づく専用契約の締結により、指定された区間において電気通信回線を使用して、デジタル符号化した映像、音響または符号の単方向の伝送を取り扱う電気通信サービス
5 衛星通信専用サービス	当社が衛星通信専用サービス契約約款に基づいて人工衛星を使用して他に提供している電気通信サービス
6 衛星デジタル多チャンネル放送サービス	当社が衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款に基づいて人工衛星を使用して他に提供している受託放送サービス
7 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条第1項の登録を受けた者及び事業法第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
8 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
9 他社接続回線	協定事業者が設置する電気通信回線であって、相互接続点又は他の協定事業者が設置する電気通信回線を介して当社が設置する電気通信回線に接続するもの
10 人工衛星	当社が保有及び運用する、衛星デジタル配信サービスの提供に係る人工衛星
11 1号衛星	概ね東経150度に静止する人工衛星
12 2号衛星	概ね東経154度に静止する人工衛星
13 3号衛星	概ね東経128度に静止する人工衛星
14 4号衛星	概ね東経124度に静止する人工衛星
15 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器
16 共用トランスポンダ	衛星デジタル配信サービスと衛星デジタル多チャンネル放送サービスの用に供するトランスポンダ
17 専用契約	A種専用契約、B種専用契約及びC種専用契約
18 A種専用契約	当社が共用トランスポンダ及び他社接続回線を使用することなく提供する衛星デジタル配信サービスの契約

19 A種終日専用契約	A種専用契約の衛星デジタル配信サービスを終日利用するための契約
20 A種随時専用契約	A種専用契約の衛星デジタル配信サービスを一定の時刻に利用開始し、一定の時間利用するための契約
21 B種専用契約	当社が共用トランスポンダを使用して提供することができ、他社接続回線を使用することなく提供する衛星デジタル配信サービスの契約
22 B種終日専用契約	B種専用契約の衛星デジタル配信サービスを終日利用するための契約
23 B種随時専用契約	B種専用契約の衛星デジタル配信サービスを一定の時刻に利用開始し、一定の時間利用するための契約
24 C種専用契約	当社が衛星回線(共用トランスポンダを使用して設置する衛星回線を除きます。)及び他社接続回線を使用して提供する衛星デジタル配信サービスで、終日利用するための契約
25 専用申込	当社への専用契約の申込み
26 専用申込者	当社に専用申込をした者
27 専用契約者	当社との間で専用契約を締結している者
28 A種専用契約者	A種終日専用契約者及びA種随時専用契約者
29 A種終日専用契約者	当社との間でA種終日専用契約を締結している者
30 A種随時専用契約者	当社との間でA種随時専用契約を締結している者
31 B種専用契約者	B種終日専用契約者及びB種随時専用契約者
32 B種終日専用契約者	当社との間でB種終日専用契約を締結している者
33 B種随時専用契約者	当社との間でB種随時専用契約を締結している者
34 C種専用契約者	当社との間でC種専用契約を締結している者
35 専用回線	専用契約に基づいて設置される電気通信回線
36 集信区間	C種専用契約の専用回線の始端から中継地球局設備までの単方向の区間
37 配信区間	C種専用契約の中継地球局設備から専用回線の終端までの単方向の区間
38 端末設備	専用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
39 自営端末設備	専用契約者が設置する端末設備
40 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
41 端末設備等	専用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
42 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び専用回線端末等の接続の技術的条件
43 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送りまたは受けるための電氣的設備
44 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く。
45 人工衛星局	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
46 地球局	電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため本邦内の地表に開設する無線局
47 地球局設備	衛星デジタル配信サービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベ-スバンド信号の変調器、ベースバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備

48 受信専用設備	衛星デジタル配信サービスの提供に係る受信のみを目的として設置される無線設備で、アンテナからベ - スバンド信号の復調器にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備、もしくはこの復調器が他のベ - スバンド信号処理装置と容易に切り離しできない一体構造の場合は、アンテナからそのベ - スバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備。ただし、中間周波数により有線テレビジョン放送施設へ信号を伝送する場合は、アンテナから最初の周波数変換器にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備、もしくはこの周波数変換器が他の信号伝送装置と容易に切り離しできない一体構造の場合は、アンテナからその信号伝送装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属装置
49 地球局設備等	地球局設備及び受信専用設備
50 中継地球局設備	C種専用契約の集信区間の専用回線と配信区間の専用回線を接続する地球局設備
51 アップリンク	地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線
52 ダウンリンク	人工衛星局から受信専用設備へ無線伝送する回線
53 トランスポンダ障害	衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダが、細則11(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
54 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁または都道府県警察の機関
55 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国または地方公共団体の消防の機関
56 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
57 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
58 通信社	新聞社または放送事業者にニュース(56欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
59 国または地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、または主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
60 未利用トランスポンダ	当社が提供する電気通信サービスもしくは受託放送サービスの提供に係るトランスポンダで衛星通信専用サービス等の終日専用契約(衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る契約を含みます。)が締結されていないトランスポンダまた随時専用契約に係る予約がなされていないトランスポンダ
61 未利用専用回線	衛星デジタル配信サービスの終日専用契約(A種終日専用契約、B種終日専用契約及びC種専用契約をいいます。以下同じとします。)が締結されていない専用回線、衛星デジタル配信サービスの随時専用契約(A種随時専用契約及びB種随時専用契約をいいます。以下同じとします。)に係る予約がなされていない専用回線または共用トランスポンダにおいてB種専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係る専用契約が締結されていない専用回線もしくは衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供に係る契約が締結されていない伝送容量(伝送容量の定義は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの規定に基づきます。以下同じとします。)
62 デジタル符号化装置等	専用契約者の映像、音響または符号をデジタル符号化する装置等。なお、B種専用契約の衛星デジタル配信サービスのデジタル符号化方式は、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成10年郵政省令第57号。)の規定によります。
63 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 衛星デジタル配信サービスの内容

(衛星デジタル配信サービスの提供区域)

第4条 衛星デジタル配信サービスの提供区域は、日本全国とします。

- 2 前項に規定する提供区域内であっても、ダウンリンクの電波の伝わりにくいところでは衛星デジタル配信サービスを利用できないことがあります。
- 3 当社は、第1項で指定した提供区域を変更する場合は、あらかじめ専用契約者にその旨書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(専用契約の種別)

第5条 衛星デジタル配信サービスには次の契約があります。

- (1) A種終日専用契約
- (2) A種随時専用契約
- (3) B種終日専用契約
- (4) B種随時専用契約
- (5) C種専用契約

(品目)

第6条 衛星デジタル配信サービスには、料金表第1表(配信専用料)に規定する品目があります。

(プロテクション)

第7条 当社は、衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し衛星デジタル配信サービスが提供できない場合で、未利用トランスポンダにより衛星デジタル配信サービスの提供が可能となるときは、未利用トランスポンダにより衛星デジタル配信サービスを提供します。

- 2 当社は、共用トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し衛星デジタル配信サービスが提供できない場合は、衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を優先的に取扱うため、B種専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供を中止または専用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、終日専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害その他やむを得ない事態が発生し終日専用契約の衛星デジタル配信サービスが提供ができない場合、終日専用契約の衛星デジタル配信サービスを優先して取扱い、随時専用契約の提供に係る専用回線を衛星デジタル配信サービスの未利用専用回線として取扱うため、随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供を中止または専用契約を解除することがあります。

(衛星デジタル配信サービスの提供に係る人工衛星)

第8条 当社は、衛星デジタル配信サービスを当社が指定した人工衛星により提供します。

- 2 当社は、前項で指定した人工衛星を変更する場合は、あらかじめ専用契約者にその旨書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(衛星デジタル配信サービスの提供に係る周波数)

第9条 当社は、衛星デジタル配信サービスを当社が指定した周波数により提供します。

- 2 当社は、前項で指定した周波数を変更する場合は、あらかじめ専用契約者にその旨書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 3 当社は、C種専用契約に係る周波数については、細則17(C種専用契約の周波数の指定の制限)の規定に基づき指定します。

(衛星デジタル配信サービスの提供に係る地球局設備)

第10条 当社は、衛星デジタル配信サービスを当社が指定した地球局設備により提供します。

- 2 当社は、前項で指定した地球局設備を変更する場合は、あらかじめ専用契約者にその旨書面にて通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(A種専用契約またはB種専用契約の専用回線の一端)

第11条 当社は、地球局設備の据付け場所(細則15(地球局設備の据付け場所)の据付け場所とします。)と専用契約者が指定する受信専用設備の据付け場所内の地点において、地球局設備等を設置し、これを専用回線の一端とします。

- 2 当社は、前項の受信専用設備の据付け場所内の地点を定めるときは専用契約者と協議します。

(C種専用契約の専用回線の一端)

第12条 当社は、C種専用契約者が指定する集信区間の専用回線の始端と配信区間の専用回線の終端の地点において、デジタル符号化装置等または地球局設備等を設置し、これを専用回線の一端とします。

- 2 当社は、前項の集信区間の専用回線の始端と配信区間の専用回線の終端の地点を定めるときは専用契約者と協議します。

(地球局設備の据付け)

第13条 当社は、第11条(A種専用契約またはB種専用契約の専用回線の一端)第1項の規定に基づき当社が設置するA種専用契約の衛星デジタル配信サービスの地球局設備(以下「A種地球局設備」といいます。)について、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。

- 2 当社は、第11条(A種専用契約またはB種専用契約の専用回線の一端)第1項の規定に基づき当社が設置するB種専用契約の衛星デジタル配信サービスの地球局設備(デジタル符号化装置等を除きます。以下「B種地球局設備」といいます。)について、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。

- 3 当社は、前条(C種専用契約の専用回線の一端)の規定に基づき当社が集信区間の始端に設置する地球局設備(以下「C種地球局設備」といいます。)について、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。

(デジタル符号化装置等の据付け)

第14条 B種専用契約者は、B種専用契約者の責任と負担において、当社が専用契約で指定するデジタル符号化装置等据付け場所にデジタル符号化装置等を据え付けていただきます。ただし、デジタル符号化装置等の仕様の決定にあたっては、B種専用契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法、電波法関連規則及び当社が別に定める技術条件(以下「技術条件等」といいます。)を遵守していただきます。

- 2 B種専用契約者は、技術条件等が変更された場合には、変更後の技術条件等を遵守するように、デジタル符号化装置等についてB種専用契約者の責任と負担においてその仕様を変更していただきます。
- 3 当社は、C種専用契約の集信区間の専用回線の始端に設置するデジタル符号化装置等について、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けます。

## (中継地球局設備の据付け)

第15条 C種専用契約者は、集信区間の専用回線と配信区間の専用回線の接続地点に設置する中継地球局設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その他C種地球局設備の仕様の決定にあたっては、C種専用契約者は、技術条件等を遵守していただきます。

- 2 当社は、前項の中継地球局設備の据付け場所を定めるときは専用契約者と協議します。
- 3 C種専用契約者は、技術条件等が変更された場合には、変更後の技術条件等を遵守するように、中継地球局設備についてC種専用契約者の責任と負担においてその仕様を変更していただきます。
- 4 中継地球局設備については、当社が別に定める事項を条件とする設備契約を当社と締結していただきます。

## (受信専用設備の据付け等)

第16条 専用契約者は、第11条(A種専用契約またはB種専用契約の専用回線の一端)の規定に基づき当社が設置する受信専用設備またはC種専用契約の配信区間の終端に当社が設置する受信専用設備について、その基礎工事部分を含め専用契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その他受信専用設備の仕様の決定にあたっては、専用契約者は、技術条件等を遵守していただきます。ただし、A種専用契約及びB種専用契約の受信専用設備のうち、周波数変換器及び復調器については当社指定の機器を専用契約者の責任と負担において調達し、据え付けていただきます。

- 2 専用契約者は、技術条件等が変更された場合には、変更後の技術条件等を遵守するように、受信専用設備について専用契約者の責任と負担においてその仕様を変更していただきます。
- 3 受信専用設備については、当社が別に定める事項を条件とする設備契約を当社と締結していただきます。
- 4 受信専用設備を追加、変更、取り換えまたは移転するときは、その追加、変更、取り換えまたは移転に係る設備についても前項を適用します。

## (無線局の免許の申請等)

第17条 当社は、人工衛星及び地球局設備に開設する無線局の免許人となります。

- 2 当社は、衛星デジタル配信サービスの提供に係る人工衛星局及び地球局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。また、当社は、当社が必要と認められた場合、受信専用設備について電波法上の手続きを行います。

### 第3章 契約

#### 第1節 契約の単位

(契約の単位)

- 第18条 当社は、A種専用契約またはB種専用契約については、専用回線1回線ごとに一の専用契約を締結します。
- 2 当社は、C種専用契約については、中継地球局設備ごとに一の専用契約を締結します。
  - 3 随時専用契約については、第5節(随時専用契約の予約等)の規定により、衛星デジタル配信サービスを取扱います。
  - 4 一の専用契約について専用契約者は1人とします。

#### 第2節 専用申込及び専用契約の締結

(利用期間)

- 第19条 終日専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、終日専用契約者(A種終日専用契約者、B種終日専用契約者及びC種専用契約者をいいます。以下同じとします。)が衛星デジタル配信サービスを利用することができる期間で、1年以上とします。
- 2 利用期間の起算日は、第55条(衛星デジタル配信サービスの利用開始日)に規定する衛星デジタル配信サービスの利用開始日とします。衛星デジタル配信サービスの利用の終了日(以下「利用期間終了日」といいます。)は、衛星デジタル配信サービスの利用開始日から利用期間が満了する日とします。

(専用申込の方法)

第20条 終日専用契約に係る専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の衛星デジタル配信サービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) 専用契約の種別
  - (2) 品目
  - (3) 人工衛星の指定の希望(A種終日専用契約の専用申込に限ります。)
  - (4) 利用開始希望日及び利用期間
  - (5) 集信区間の始端の地点(C種専用契約の専用申込に限ります。)
  - (6) 中継地球局設備の設置予定場所及び据付け完了予定日(C種専用契約の専用申込に限ります。)
  - (7) 受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
  - (8) その他専用申込の内容を特定するための事項
- 2 前項第(4)号に基づき記載される利用開始希望日は、専用申込の日から起算して12か月が経過した日を超えない日までの範囲内で定めていただきます。
  - 3 随時専用契約に係る専用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定の衛星デジタル配信サービス申込書を当社に提出していただきます。
    - (1) 専用契約の種別
    - (2) 品目
    - (3) 人工衛星の指定の希望
    - (4) 利用開始希望日
    - (5) 地球局設備の指定の希望(B種随時専用契約に限ります。)

- (6) 受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (7) その他専用申込の内容を特定するための事項

(利用開始予定日)

第21条 当社は、前条(専用申込の方法)第1項第(4)号及び第3項第(4)号の利用開始希望日を基準に、衛星デジタル配信サービスの提供に係る電気通信設備の有無、無線局免許の取得の見込み等を考慮し、専用申込者と協議の上、衛星デジタル配信サービスの利用開始予定日(以下「利用開始予定日」といいます。)を定めます。

(専用申込の承諾)

第22条 当社は、終日専用契約に係る専用申込に対して、専用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の専用契約書の取り交わしまたはこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。ただし、第63条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第76条(専用回線の修理または復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 専用契約の種別
- (2) 品目
- (3) 人工衛星の指定
- (4) 利用開始予定日及び利用期間
- (5) 周波数の指定
- (6) 地球局設備の指定(A種終日専用契約またはB種終日専用契約に限ります。)
- (7) 中継地球局設備の設置予定場所及び据付け完了予定日(C種専用契約に限ります。)
- (8) 集信区間の始端の地点(C種専用契約に限ります。)
- (9) デジタル符号化装置等の据付け場所の指定(B種終日専用契約に限ります。)
- (10) 専用回線番号(B種終日専用契約に限ります。)
- (11) 衛星回線の伝送容量の指定(C種専用契約に限ります。)
- (12) 他社接続回線の伝送容量の指定(C種専用契約に限ります。)
- (13) 集信区間の専用回線の種類の指定(衛星回線または他社接続回線のいずれかとし、C種専用契約に限ります。)
- (14) 受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (15) その他専用契約の内容を特定するための事項

2 当社は、随時専用契約に係る専用申込に対して、専用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の専用契約書の取り交わしまたはこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。

- (1) 専用契約の種別
- (2) 品目
- (3) 利用開始予定日
- (4) 人工衛星の指定(B種随時専用契約に限ります。)
- (5) 周波数の指定(B種随時専用契約に限ります。)
- (6) 地球局設備の指定(B種随時専用契約に限ります。)
- (7) デジタル符号化装置等の据付け場所の指定(B種随時専用契約に限ります。)
- (8) 専用回線番号の指定(B種随時専用契約に限ります。)
- (9) 受信専用設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (10) その他専用契約の内容を特定するための事項

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、専用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった衛星デジタル配信サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあった専用回線を設定し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みのあった利用開始希望日に衛星デジタル配信サービスの提供の開始ができないとき。
- (4) 専用申込者が衛星デジタル配信サービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要する配信専用料等の料金または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (5) その他衛星デジタル配信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### 第3節 専用契約者が行う専用契約事項の変更の請求

#### (専用契約の種別の変更の請求)

第23条 専用契約者は、専用契約の種別の変更の請求ができます。

#### (品目の変更の請求)

第24条 A種終日専用契約者は、衛星デジタル配信サービスの品目の変更の請求ができます。

#### (利用開始予定日の変更の請求)

第25条 専用契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。ただし、利用開始予定日の延期については、変更後の利用開始予定日を専用契約に定めた当初の利用開始予定日から2か月を超えない日としていただきます。

#### (終日専用契約の利用期間の変更の請求)

第26条 終日専用契約者は、利用期間の延長の請求ができます。

- 2 終日専用契約者は、利用期間の短縮の請求はできません。ただし、前条(利用開始予定日の変更の請求)の規定に基づき衛星デジタル配信サービスの利用開始が利用開始予定日より遅れる場合に限り、その遅延日数相当の期間につき利用期間の短縮の請求ができます。
- 3 利用期間の延長期間は1か月以上とし、1日単位としていただきます。
- 4 利用期間の延長の請求は、利用期間終了日の6か月前までに行っていただきます。なお、終日専用契約者が利用期間の延長の請求を利用期間終了日の6か月前までに行わない場合は、延長の請求ができないことがあります。

#### (受信専用設備の変更の請求)

第27条 専用契約者は、受信専用設備の追加、変更、取り換え、移転または撤去並びにそれらの設置予定場所及び据付け完了予定日の変更の請求ができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、専用契約者は、受信専用設備の据付け完了予定日を変更することによって、利用開始予定日に衛星デジタル配信サービスの提供の開始ができなくなると当社が認めた場合は、その変更の請求はできません。

#### (中継地球局設備の変更の請求等)

第28条 C種専用契約者は、中継地球局設備の変更または取り換え及び据付け完了予定日の変更の請求ができます。ただし、中継地球局設備の移転及び設置予定場所の変更の請求はできません。

#### (集信区間の始端の変更の請求)

第29条 C種専用契約者は、集信区間の始端の追加、変更または撤去の請求ができます。

(専用回線番号の変更の請求)

第30条 B種専用契約者は、専用回線番号の指定の変更の請求ができます。

(人工衛星の変更の請求の禁止)

第31条 専用契約者は、人工衛星の指定の変更の請求はできません。

(周波数の変更の請求の禁止)

第32条 専用契約者は、衛星デジタル配信サービスの提供に係る周波数の指定の変更の請求はできません。

(A種地球局設備の変更の請求の禁止)

第33条 A種専用契約者は、A種地球局設備の指定の変更の請求はできません。

(B種地球局設備の変更の請求の禁止)

第34条 B種専用契約者は、B種地球局設備の指定の変更の請求はできません。

(C種地球局設備の変更の請求の禁止)

第35条 C種専用契約者は、C種地球局設備の指定の変更の請求はできません。

(B種専用契約のデジタル符号化装置等の据付け場所の変更の請求の禁止)

第36条 B種専用契約者は、デジタル符号化装置等の据付け場所の指定の変更の請求はできません。

(衛星回線の伝送容量の変更の請求の禁止)

第37条 C種専用契約者は、衛星回線の伝送容量の変更の請求はできません。

(他社接続回線の伝送容量の変更の請求の禁止)

第38条 C種専用契約者は、他社接続回線の伝送容量の変更の請求はできません。

(集信区間の専用回線の種類の変更の請求の禁止)

第39条 C種専用契約者は、集信区間の専用回線の種類の変更の請求はできません。

(変更の請求に対する承諾)

第40条 当社は、第23条(専用契約の種別の変更の請求)から第30条(専用回線番号の変更の請求)までの規定に基づいて専用契約事項の変更の請求があったときは、第21条(利用開始予定日)及び第22条(専用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

## 第4節 当社が行う専用契約の変更

## (トランスポンダ障害等に伴う終日専用契約の変更)

第41条 当社は、終日専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生しまたは地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生したため終日専用契約に定めた専用契約事項では衛星デジタル配信サービスを提供できない場合で、終日専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によって衛星デジタル配信サービスを提供できるときは、終日専用契約者にその旨書面で通知します。終日専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後1か月以内にその専用契約を変更していただきます。

2 当社は、共用トランスポンダにトランスポンダ障害が発生しまたはB種地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生し、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを優先的に取扱うためにB種終日専用契約に定めた専用契約事項では衛星デジタル配信サービスを提供できない場合において、B種終日専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項によってB種終日専用契約の衛星デジタル配信サービスを提供できるときは、B種終日専用契約者にその旨書面で通知します。B種終日専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領日にその専用契約を変更していただきます。

## (周波数の変更)

第42条 当社は、トランスポンダの有効利用、能率的な電気通信回線の設置、その他当社が必要と認めるときは、専用契約者に対し、変更実施日を記した周波数の変更の通知を書面にて行います。当社は、その変更実施日に周波数を変更します。

- 2 当社は、C種専用契約に係る前項の変更については、細則17(C種専用契約の周波数の指定の制限)の規定により取扱います。
- 3 当社は、第43条(衛星回線並びに他社接続回線の伝送容量の変更)の規定に基づく変更を行う場合、第1項の変更を行うことができますこととします。
- 4 当社は、第44条(集信区間の専用回線の種類の変更)の規定に基づく変更を行う場合、第1項の変更を行うことができますこととします。

## (衛星回線並びに他社接続回線の伝送容量の変更)

第43条 当社は、トランスポンダの有効利用、能率的な電気通信回線の設置その他当社が必要と認めるときは、C種専用契約者に対し、変更実施日を記したC種専用契約の衛星回線並びに他社接続回線の伝送容量の変更の通知を書面にて行います。当社は、その変更実施日に衛星回線並びに他社接続回線の伝送容量を変更します。

## (集信区間の専用回線の種類の変更)

第44条 当社は、トランスポンダの有効利用、能率的な電気通信回線の設置その他当社が必要と認めるときは、C種専用契約者に対し、変更実施日を記したC種専用契約の集信区間の専用回線の種類の変更の通知を書面にて行います。当社は、その変更実施日に集信区間の専用回線の種類を変更します。

## (集信区間の始点の廃止)

第45条 当社は、相互接続協定の解除、相互接続協定に係る電気通信事業者が電気通信事業を休止した場合で、能率的な電気通信回線の設置が困難と当社が判断したときは、C種専用契約の集信区間の始点を廃止することができることとします。そのときは、当社は、その廃止する集信区間の始点の名称と廃止実施日を記した集信区間の変更の通知を書面にて行います。当社は、その廃止実施日に当該集信区間の始点を廃止します。

## 第5節 随時専用契約の予約等

## 第1款 随時専用契約の予約申込及び承諾

## (利用時間)

第46条 随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの利用時間(以下「利用時間」といいます。)は、随時専用契約者(A種随時専用契約者及びB種随時専用契約者をいいます。以下同じとします。)が衛星デジタル配信サービスを利用することができる連続した時間で、その利用時間の指定は5分単位とします。ただし、最低利用時間は10分とします。

2 利用時間の起算時刻は、第48条(利用開始時刻等)に規定する衛星デジタル配信サービスの利用開始時刻とします。衛星デジタル配信サービスの利用の終了時刻(以下「利用終了時刻」といいます。)は、衛星デジタル配信サービスの利用開始時刻から利用時間が満了する時刻とします。

## (予約申込)

第47条 随時専用契約の具体的利用にあたっては、次に掲げる事項を含む予約申込を当社に行っていただきます。

- (1) 利用開始希望時刻及び利用時間
- (2) 人工衛星の指定の希望(A種随時専用契約に限ります。)
- (3) その他予約内容を特定するための事項

2 随時専用契約に係る予約申込は、利用開始希望時刻の24時間前までに行っていただきます。

3 第1項第(1)号に基づき記載される利用開始希望時刻は、予約申込の日から起算して1年が経過した日を超えない日までの範囲内で定めていただきます。

4 随時専用契約に係る予約申込の受付は、土曜日、日曜日、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定される休日をいいます。以下同じとします。)及び12月29日から翌1月3日までの期間を除く毎日午前10時から午後5時までの間に限ります。

## (利用開始時刻等)

第48条 随時専用契約においては、前条(予約申込)第1項第(1)号による利用開始希望時刻を基準に随時専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、当社は、予約申込者と協議の上、随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの利用開始時刻(以下「利用開始時刻」といいます。)を定めます。

## (予約申込の承諾)

第49条 当社は、予約申込があったときは、受け付けた順序に従い、次に掲げる予約事項について記載した当社所定の予約確認書をもって承諾します。ただし、第63条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第76条(専用回線の修理または復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) 利用開始時刻及び利用時間
- (2) 人工衛星の指定(A種随時専用契約に限ります。)
- (3) 周波数の指定(A種随時専用契約に限ります。)
- (4) 地球局設備の指定(A種随時専用契約に限ります。)
- (5) その他予約内容を特定するための事項

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、予約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった衛星デジタル配信サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
- (2) 申込みのあった専用回線を設定し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 申込みのあった利用開始希望時刻に衛星デジタル配信サービスの提供の開始ができないとき。
- (4) その他衛星デジタル配信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

## 第2款 随時専用契約者が行う予約の変更

(予約の取消しの請求)

第50条 随時専用契約者は、予約の取消しの請求ができます。

(予約事項の変更の請求)

第51条 随時専用契約者は、次に定める条件に従い利用開始時刻の24時間前までに限り、予約確認書に定める予約事項の変更の請求ができます。

- (1) 利用開始時刻の変更の請求は、予約確認書に定めた当初の利用開始時刻から前後6時間を超えない範囲としていただきます。
  - (2) 利用時間の延長の請求は、5分単位としていただきます。
  - (3) 利用時間の短縮の請求はできません。
- 2 随時専用契約に係る予約事項の変更の請求の受付は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌1月3日までの期間を除く毎日午前10時から午後5時までの間に限ります。

(予約事項変更の請求に対する承諾)

第52条 当社は、前条(予約事項の変更の請求)の規定に基づいて予約事項の変更の請求があったときは、第49条(予約申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

## 第3款 当社が行う予約の変更

(トランスポンダの障害等に伴う予約の変更)

第53条 当社は、随時専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生しまたは地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生し衛星デジタル配信サービスが提供できない場合で、随時専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項または予約確認書に定めた予約事項と異なる予約事項によって衛星デジタル配信サービスを提供できるときは、随時専用契約者にその旨通知します。随時専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、すみやかに予約事項を変更していただきます。

- 2 当社は、共用トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを優先的に取扱うためにB種随時専用契約に定めた専用契約事項または予約確認書に定めた予約事項では衛星デジタル配信サービスを提供できない場合において、B種随時専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項または予約確認書に定めた予約事項と異なる予約事項によってB種随時専用契約の衛星デジタル配信サービスを提供できるときは、B種随時専用契約者にその旨書面で通知します。B種随時専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、すみやかにB種随時専用契約または予約事項を変更していただきます。

- 3 前2項の場合において、B種随時専用契約に定めた専用契約事項と異なる専用契約事項または予約確認書に定めた予約事項と異なる予約事項によっても衛星デジタル配信サービスの提供ができない場合は、随時専用契約者に予約を取消していただくことがあります。

#### 第6節 衛星デジタル配信サービスの利用開始日等

##### (人工衛星局等の運用開始日)

第54条 当社は、人工衛星に開設する人工衛星局について、電波法の規定に基づく検査を受検します。

- 2 当社は、地球局設備に開設する地球局について、電波法の規定に基づく検査を受検します。
- 3 当社は、電波法の規定に基づく前項の検査を受けた後、地球局の無線局の免許が得られたときは、専用契約者にその地球局の運用開始日を通知します。
- 4 受信専用設備については、通信の相手方である地球局が運用可能であり、受信専用設備も受信可能となった日を運用開始日とします。
- 5 専用契約者は、前2項の運用開始日以降でなければ、衛星デジタル配信サービスを利用することはできません。

##### (衛星デジタル配信サービスの利用開始日)

第55条 衛星デジタル配信サービスの利用開始日は、専用契約に定めた利用開始予定日とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、地球局の運用開始日が利用開始予定日より遅れた場合は、その運用開始日を衛星デジタル配信サービスの利用開始日とします。ただし、地球局の運用開始日の遅れが、専用契約者が行う専用契約事項の変更に起因する場合は、専用契約に定めた利用開始予定日を衛星デジタル配信サービスの利用開始日とさせていただきます。

#### 第7節 権利の譲渡

##### (専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第56条 専用契約者は、衛星デジタル配信サービスの提供を受ける権利その他専用契約に基づく権利を他に譲渡することができません。

#### 第8節 専用契約の解除

##### (当社が行う専用契約の解除)

第57条 当社は、次のいずれかの場合には、専用契約を解除できることとします。

- (1) 第60条(衛星デジタル配信サービスの提供の停止)第1項第(1)号の規定に基づく衛星デジタル配信サービスの提供の停止をした場合で、当社が通知した衛星デジタル配信サービスの提供の停止日が属する月の月末までに提供の停止が解消されなかったとき。
- (2) 終日専用契約者が第41条(トランスポンダ障害等に伴う終日専用契約の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後1か月以内(B種終日専用契約については、催告期限内)に終日専用契約の変更を行わなかったとき。

- (3) 衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、終日専用契約で定めた専用契約事項または予約確認書で定めた予約事項による衛星デジタル配信サービスを提供できず、かつ終日専用契約で定めた専用契約事項と異なる専用契約事項または予約確認書に定めた予約事項と異なる予約事項による衛星デジタル配信サービスも提供できないとき。
  - (4) 第59条(衛星デジタル配信サービスの提供の中止)第1項第(3)号の規定により、随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供を中止した後、未利用トランスポンダまたは未利用専用回線によっても随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスが提供できないとき。
  - (5) 随時専用契約において、終日専用契約の締結または専用回線の故障滅失等により、その随時専用契約の予約の対象となるトランスポンダがなくなったとき。
  - (6) 共用トランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合において、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを優先的に取扱うために、B種専用契約で定めた専用契約事項または予約確認書で定めた予約事項では衛星デジタル配信サービスを提供できず、かつB種専用契約で定めた専用契約事項または予約確認書で定めた予約事項と異なる予約事項によっても衛星デジタル配信サービスを提供できないとき。
  - (7) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、C種専用契約で定めた専用契約事項では衛星デジタル配信サービスを提供できず、かつC種専用契約で定めた専用契約事項と異なる事項によっても衛星デジタル配信サービスを提供できないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号、第(5)号、第(6)号または第(7)号の規定により専用契約を解除するときは、あらかじめ、専用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(3)号または第(4)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
  - 3 当社は、専用契約者が料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したとき、または第60条(衛星デジタル配信サービスの提供の停止)第1項第(2)号から第(11)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めるときは、衛星デジタル配信サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに専用契約を解除することがあります。
  - 4 当社は、前3項の規定に基づき専用契約を解除しようとする衛星デジタル配信サービスが、第63条(専用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、専用契約者が料金その他の債務のいずれかの支払を遅滞したときは、この限りではありません。
  - 5 当社は、第59条(衛星デジタル配信サービスの提供の中止)第4項の規定に該当した場合において、同条同項に基づくB種専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供の中止をしないで、書面による通知によって、直ちにB種専用契約を解除することがあります。
  - 6 当社は、随時専用契約者が第53条(トランスポンダの障害等に伴う予約の変更)第1項または第2項の規定に基づく当社からの通知後すみやかに随時専用契約の変更または予約事項の変更を行わなかったときは、随時専用契約を解除または予約を取消すことがあります。

#### (専用契約者が行う専用契約の解除)

第58条 専用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。

- (1) 終日専用契約において、終日専用契約者の責に帰しえない事由に基づき衛星デジタル配信サービス提供開始が専用契約に定めた当初の利用開始予定日より60日以上遅れる旨の通知。
- (2) 終日専用契約の変更のうち、人工衛星または地球局設備の指定の変更の通知。
- (3) 第59条(衛星デジタル配信サービスの提供の中止)第1項第(2)号、第(3)号または第(4)号の規定に基づき衛星デジタル配信サービスの提供を中止する旨の通知。

- 2 専用契約者は、料金表に規定された衛星デジタル配信サービスの料金の額が料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の料金表の実施期日またはその実施期日以降の日を契約解除日として、通知受領後1か月以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 3 終日専用契約者は、衛星デジタル配信サービスの利用に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生した場合であって、当社がそのトランスポンダ障害を知った時刻から当社がトランスポンダの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、終日専用契約を解除することができます。
- 4 終日専用契約者は、衛星デジタル配信サービスの利用に係る地球局設備に障害が発生した場合であって、当社がその障害を知った時刻から当社が地球局設備の復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、終日専用契約を解除することができます。
- 5 当社は、専用契約者の責に帰し得ない事由に基づく受信専用設備の滅失または毀損によって、衛星デジタル配信サービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めるときまたは全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めるときは、専用契約者にその旨書面で通知します。専用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、専用契約を解除することができます。
- 6 専用契約者は、前5項による事由以外の事由によっても専用契約を解除することができます。この場合、専用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
- 7 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

## 第4章 衛星デジタル配信サービスの提供の中止及び停止

## (衛星デジタル配信サービスの提供の中止)

第59条 当社は、次のいずれかの場合には、衛星デジタル配信サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の電波法の規定に基づく検査または保守上もしくは工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第63条(専用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。
  - (3) 終日専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生しまたは地球局設備に障害が発生その他やむを得ない事態が発生した場合で、終日専用契約の衛星デジタル配信サービスを優先的に取扱うために、随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供を中止する必要があるとき。
  - (4) 共用トランスポンダにトランスポンダ障害が発生しまたは地球局設備に障害その他やむを得ない事態が発生した場合で、衛星デジタル多チャンネル放送サービスを優先的に取扱うために、B種専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供を中止する必要があるとき。
  - (5) 他社接続回線の検査または保守上もしくは工事上やむを得ないとき、または相互接続協定に基づき他者接続回線の使用が制限されるとき。
- 2 当社は、前項の規定により衛星デジタル配信サービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 専用契約者は、当社が第1項第(3)号または第(4)号の規定により随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供の中止を通知したときは、通知受領後5分以内にその衛星デジタル配信サービスの利用を中止していただきます。
- 4 当社は、総務大臣が共用トランスポンダの周波数及び伝送容量を委託放送事業者(放送法(昭和25年法律第132号)第52条の13第1項の規定に基づき総務大臣から認定を受けた者をいいます。以下同じとします。)に対し指定したときは、B種専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供を中止します。

## (衛星デジタル配信サービスの提供の停止)

第60条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、衛星デジタル配信サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務のいずれかについて、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第83条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
- (3) 第84条(受信専用設備の保管及び運用等)の規定に違反したとき。
- (4) 第73条(地球局の検査及び地球局設備等の点検)の規定に違反して、当社の検査または点検を拒んだとき。
- (5) 受信専用設備に関し、技術条件等を順守しないとき。
- (6) 当社の承諾を得ずに、専用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備または当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
- (7) 細則6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)もしくは細則8(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備または自営電気通信設備を地球局設備等から取りはずさなかったとき。
- (8) 第79条(通信の秘密保護)第2項の規定に拘わらず、B種専用契約者が通信の秘密保護に係る措置をとらなかったとき。
- (9) 第80条(ICカード等の配布等)第2項の規定に拘わらず、A種専用契約者が当社が指定する復調器にICカードを挿入していないとき。

- (10) 第80条 (ICカード等の配布等) 第4項の規定に違反して、A種専用契約者がICカード等を他に転売、貸与、譲渡したことが判明したとき。
- (11) 第85条 (他人に利用させる場合の専用契約者の義務等) 第2項の規定に違反した場合で、A種専用契約者以外の者のなす行為が前9号のいずれかに該当したとき。
- 2 当社は、衛星デジタル配信サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を専用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、提供を停止する衛星デジタル配信サービスが第63条 (専用回線の利用の制限) の表に掲げる機関に係るものであるときは、前2項の規定にかかわらず、その衛星デジタル配信サービスの提供の停止について、あらかじめ、その専用契約者と協議します。ただし、その停止が第1項第(1)号の規定によるものであるときは、この限りではありません。

## 第5章 他社回線との接続

## (他社回線の接続の請求)

第61条 専用契約者は、その専用回線の始端もしくは終端において、またはその始端もしくは終端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を相互に接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

## (他社回線の接続の請求の承諾等)

第62条 当社は、前条(他社回線の接続の請求)の請求があったときは、次のことを条件として、その請求を承諾します。

- (1) 接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款により、その接続が制限されないこと。
- (2) 当社は、接続された電気通信設備全体にわたる品質の保証を行わないこと。

## 第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第63条 当社は、衛星デジタル配信サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

## 第7章 料金等

## 第1節 料金等の支払義務

## (料金)

第64条 当社が提供する衛星デジタル配信サービスの料金は、料金表第1表(配信専用料)に規定する料金及び料金表第2表(限定受信システム取扱手数料)に規定する料金を合算した額をいいます。

## (配信専用料の支払義務)

第65条 終日専用契約者は、終日専用契約に基づく衛星デジタル配信サービスの利用開始日から利用期間終了日または終日専用契約の解除により終日専用契約が終了した日もしくは第23条(専用契約の種別の変更の請求)の規定に基づき、終日専用契約から随時専用契約に種別を変更した日の前日までの期間(衛星デジタル配信サービスの利用開始日と終日専用契約が終了した日が同一の日である場合は、その日)について、専用契約の種別ごとに料金表第1表(配信専用料)第1(A種終日専用契約に係る配信専用料)、第3(B種終日専用契約に係る配信専用料)もしくは第5(C種専用契約に係る配信専用料)に規定する料金を支払っていただきます。

2 随時専用契約者は、予約確認書に基づく衛星デジタル配信サービスの利用開始時刻から利用終了時刻または随時専用契約の解除もしくは専用契約の種別が変更された時刻までの時間、及び料金表において暦月あたり一定の料金(以下「月額料金」といいます。)が定められている場合は、随時専用契約に基づく衛星デジタル配信サービスの利用開始日から随時専用契約の解除により随時専用契約が終了した日もしくは第23条(専用契約の種別の変更の請求)の規定に基づき、随時専用契約から終日専用契約に種別を変更した日の前日までの期間(衛星デジタル配信サービスの利用開始日と随時専用契約が終了した日が同一の日である場合は、その日)について、専用契約の種別ごとに料金表第1表(配信専用料)第2(A種随時専用契約に係る配信専用料)もしくは第4(B種随時専用契約に係る配信専用料)に規定する料金を支払っていただきます。

3 専用契約者は、第60条(衛星デジタル配信サービスの提供の停止)第1項の規定に基づく衛星デジタル配信サービスの提供の停止の期間についても、料金を支払っていただきます。

## (限定受信システム取扱手数料の支払義務)

第66条 A種専用契約者は、A種専用契約に基づく当社の限定受信システムの取扱いに関し、料金表第2表(限定受信システム取扱手数料)に規定する料金を支払っていただきます。

## (支払いを要しない料金)

第67条 当社が、第59条(衛星デジタル配信サービスの提供の中止)の規定に基づき衛星デジタル配信サービスの提供を中止した場合で、暦月中における利用中止時間の累計が12時間以上となったときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)について、終日専用契約に係る配信専用料(その衛星デジタル配信サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る配信専用料)及び随時専用契約に係る月額料金(その衛星デジタル配信サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る月額料金)の支払いは要しません。

- 2 前項の規定によるほか、専用契約者は、衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、または専用契約者の責に帰し得ない事由による衛星デジタル配信サービスの提供に係る地球局設備の使用不能(太陽雑音、激しい降雨、アップリンクの電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。以下この約款において同じとします。)により衛星デジタル配信サービスを全く利用できない状態となった場合、その利用できなかった時間(そのことを当社が知った時刻から起算した時間とします。)の暦月中における累計(第1項の利用中止時間は除きます。)が12時間以上となったときは、その時間(12時間の倍数である部分に限ります。)について、終日専用契約に係る配信専用料及び随時専用契約に係る月額料金の支払いは要しません。なお、当社は、この項の規定に基づく暦月中の利用中止時間の累計にあたっては、前項の利用中止時間を加算しません。
- 3 当社が、第59条(衛星デジタル配信サービスの提供の中止)の規定に基づき随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの提供を中止した場合、中止した時刻から起算して10分以上その中止が連続したときは、中止した時間(10分の倍数である部分に限ります。)に対応する配信専用料(その衛星デジタル配信サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る配信専用料。但し、月額料金は除きます。)の支払いは要しません。
- 4 前項の規定によるほか、衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したとき、または随時専用契約者の責に帰し得ない事由による衛星デジタル配信サービスの提供に係る地球局設備の使用不能により随時専用契約に係る衛星デジタル配信サービスの全部または一部に係る専用回線を全く利用できない状態となった場合、そのことを当社が知った時刻から起算して10分以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(10分の倍数である部分に限ります。)に対応する配信専用料(その衛星デジタル配信サービスの一部を利用できない場合は、その部分に係る配信専用料。但し、月額料金は除きます。)の支払いは要しません。
- 5 専用契約者は、前4項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。
- 6 当社は、支払いを要しないこととされた配信専用料が既に支払われているときは、その配信専用料を返還します。ただし、返還される配信専用料に対しては利息を付しません。

(衛星デジタル配信サービスの解除料の支払義務等)

- 第68条 終日専用契約者が、衛星デジタル配信サービスの利用開始日の前日までの日に第58条(専用契約者が行う専用契約の解除)第6項の規定に基づき専用契約を解除するとき、または第23条(専用契約の種別の変更の請求)の規定に基づきA種終日専用契約もしくはB種終日専用契約からC種専用契約、A種随時専用契約もしくはB種随時専用契約に種別を変更するときまたはC種専用契約からそれ以外の専用契約に種別を変更するとき(以下、この条において「専用契約の種別の変更」といいます。)は、A種終日専用契約者又はB種終日専用契約者は、料金表第3表(解除料等)第1(A種終日専用契約又はB種終日専用契約に係る解除料の額) 1(利用開始日の前日までの解除に係るもの)に規定する解除料を、C種終日専用契約者は、料金表第3表(解除料等)第2(C種終日専用契約に係る解除料の額) 1(利用開始日の前日までの解除に係るもの)に規定する解除料を支払っていただきます。
- 2 終日専用契約者が衛星デジタル配信サービスの利用開始日以降に第58条(専用契約者が行う専用契約の解除)第6項の規定に基づき終日専用契約を解除したとき、もしくは専用契約の種別の変更をするとき、または当社が第57条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき終日専用契約を解除したときは、A種終日専用契約者又はB種終日専用契約者は、料金表第3表(解除料等)第1(A種終日専用契約又はB種終日専用契約に係る解除料の額) 2(利用開始日後の解除に係るもの)に規定する解除料を、C種終日専用契約者は、料金表第3表(解除料等)第2(C種終日専用契約に係る解除料の額) 2(利用開始日後の解除に係るもの)に規定する解除料を支払っていただきます。

- 3 随時専用契約者が第58条(専用契約者が行う専用契約の解除)第6項の規定に基づき随時専用契約を解除したとき、または当社が第57条(当社が行う専用契約の解除)第1項第(1)号もしくは第3項の規定に基づき随時専用契約を解除したときは、随時専用契約者は、それぞれの残余の利用時間に対して料金表第3表(解除料等)第3(随時専用契約に係る解除料等の額) 1(解除料)の規定により算出した解除料を合算して支払っていただきます。
- 4 随時専用契約者は、第50条(予約の取消しの請求)の規定に基づき予約の取消しを行うときは、料金表第3表(解除料等)第3(随時専用契約に係る解除料等の額) 2(取消料)の規定による取消料を支払っていただきます。ただし、その予約の取消しの請求が第53条(トランスポンダの障害等に伴う予約の変更)に起因する場合にはこの限りではありません。
- 5 第57条(当社が行う専用契約の解除)または第58条(専用契約者が行う専用契約の解除)の規定に基づき専用契約が解除された場合で、支払いを要しない料金その他の債務が当社に支払われているときは、当社は、すみやかにその料金その他の債務を専用契約者に返還します。ただし、返還される料金その他の債務に対しては利息を付しません。

## 第2節 料金の計算

(料金の計算方法)

第69条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

(料金前払いに伴う料金の減額)

第70条 終日専用契約者(C種専用契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、配信専用料について当該月分を含む6か月分または1年分の料金を一時に前払いすることができます。ただし、当該月分の配信専用料が日割によるものであるとき、または配信専用料が支払期日までに支払われていないときは、その月にはこの一時払いはできません。

- 2 当社は、終日専用契約者が前項の規定に基づく一時払いにより配信専用料を支払う場合は、その配信専用料を料金表第4表(終日専用契約の一時前払いの割引率)の規定による割引率で減額します。
- 3 一時払いにより配信専用料が支払われた衛星デジタル配信サービスについて、支払いを受けた配信専用料の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、前項の規定にかかわらず、その配信専用料の取扱いは次のとおりとします。

区 分	配信専用料の取扱い	
1 専用契約事項の変更 または料金表の改訂 等があったとき。	月額で定められている配信専用料の額が増加したとき。	支払いを受けた配信専用料の対象期間中の配信専用料(変更前の配信専用料及び変更後の配信専用料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を配信専用料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた配信専用料の額との差額を支払っていただきます。
	月額で定められている配信専用料の額が減少したとき。	支払いを受けた配信専用料の対象期間中の配信専用料(変更前の配信専用料及び変更後の配信専用料を合算したものとします。)を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を配信専用料支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた配信専用料の額との差額を返還します。ただし、返還される配信専用料に対しては利息を付しません。
2 専用契約の解除があったとき。	支払いを受けた配信専用料の対象期間中の初日から専用契約の解除があった日の前日までの配信専用料を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた配信専用料の額との差額を返還します。ただし、返還される配信専用料に対しては利息を付しません。	

## 第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第71条 専用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

(延滞利息)

第72条 専用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金することにより支払っていただきます。

## 第8章 保守

(地球局の検査及び地球局設備等の点検)

第73条 当社は、電波法及び電波法関連諸規則に基づき地球局の検査を受けようとするとき、または保守のために地球局設備及び受信専用設備を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を専用契約者に通知します。

- 2 専用契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。
- 3 第1項の検査及び点検を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 4 専用契約者は、その検査及び点検に必要な協力をしていただきます。

(専用契約者の維持責任)

第74条 専用契約者は、地球局設備等に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 B種専用契約者は、B種地球局設備に接続されているデジタル符号化装置等を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第75条 専用契約者は、衛星デジタル配信サービスを利用することができなくなった場合であって、自営端末設備または自営電気通信設備が地球局設備等に接続されているときはその自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認し、かつ受信専用設備に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧の請求をしていただきます。

- 2 B種専用契約者は、B種専用契約の衛星デジタル配信サービスを利用することができなくなった場合であって、デジタル符号化装置等に故障のないことを確認し、かつ受信専用設備に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧の請求をしていただきます。
- 3 当社は、前2項の専用契約者による確認に際して、専用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。
- 4 当社は、前項の試験により衛星デジタル配信サービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、衛星デジタル配信サービスを利用できない原因が自営端末設備または自営電気通信設備あるいは受信専用設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。
- 5 当社は、第3項の試験によりB種専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係る電気通信設備に故障がないと判定した場合において、B種専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、衛星デジタル配信サービスを利用できない原因がデジタル符号化装置等あるいは受信専用設備にあったときは、B種専用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(専用回線の修理または復旧の順位)

第76条 当社は、専用回線が故障または滅失した場合に、その全部を修理または復旧することができないときは、第63条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線を修理または復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理または復旧する専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 前項の規定に基づく専用回線の修理または復旧の順位が同一のときは、次の各号の順序に従って、修理または復旧します。

- (1) プロテクティドクラスの衛星通信専用サービス、衛星デジタル配信サービス、スタンダードクラスの衛星通信専用サービス及び衛星通信専用サービスのスタンダードクラスに準じる扱いのトランスポンダを使用して提供される終日利用の電気通信サービス、プリエンティブルの衛星通信専用サービス、随時利用の電気通信サービスの順序。
- (2) 衛星デジタル配信サービス、スタンダードクラスの衛星通信専用サービス及び衛星通信専用サービスのスタンダードクラスに準じる扱いのトランスポンダを使用して提供される電気通信サービスについては利用開始日の早い順序。なお、利用開始日が同一のときは、専用契約の締結の順序。
- (3) 随時専用契約においては利用開始時刻の早い順序。なお、利用開始時刻が同一のときは、予約の早い順序。

## 第9章 損害賠償等

## (責任の制限)

第77条 終日専用契約において、当社は、衛星デジタル配信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部または一部の提供をしなかったときは、その衛星デジタル配信サービスの全部または一部に係る専用回線が全く利用できない状態(その専用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、当該終日専用契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該衛星デジタル配信サービスに係る配信専用料(その衛星デジタル配信サービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る配信専用料)を終日専用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 衛星デジタル配信サービスの提供に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生し第41条(トランスポンダ障害等に伴う終日専用契約の変更)の規定に基づき終日専用契約の変更を行う場合であって、同条第1項に該当するときは、専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき終日専用契約者が当社から終日専用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して終日専用契約者の損害を賠償します。なお、終日専用契約者が第41条(トランスポンダ障害等に伴う終日専用契約の変更)の規定に基づき当社から終日専用契約の変更の通知を受領した時刻以後の期間については、当社は、前2項の規定にかかわらず、損害賠償の責任を負いません。
- 4 前2項の場合において、専用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取り扱います。
- 5 第1項及び第3項の場合において、当社の故意または重大な過失により衛星デジタル配信サービスを提供しなかったときは、第2項及び第4項の規定は適用しません。
- 6 随時専用契約においては、当社は、第48条(利用開始時刻等)の規定に基づく衛星デジタル配信サービスの利用開始時刻以降、衛星デジタル配信サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときにおいても、当該随時専用契約者の被る損害について一切の賠償責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

## (免責)

第78条 当社は、衛星デジタル配信サービスの提供の開始が終日専用契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、前条(責任の制限)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又専用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

- 2 当社は、第60条(衛星デジタル配信サービスの提供の停止)第2項の規定に基づきB種専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供を停止した場合もしくは第57条(当社が行う専用契約の解除)第5項の規定に基づき当社がB種専用契約を解除した場合であっても、前条(責任の制限)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、またB種専用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。
- 3 当社が専用回線端末等の接続の技術的条件の規定を変更したため、現に地球局設備または受信専用設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更をしなければならなくなったときは、当社は、その変更した規定に係る自営端末設備または自営電気通信設備の機能の改造または変更に要する費用以外の費用については、負担しません。

## 第10章 その他の提供条件

## (通信の秘密保護)

第79条 当社は、通信の秘密保護のために限定受信システムを使用して衛星デジタル配信サービスのA種専用契約に基づきデジタル符号化し配信する映像、音響または符号をA種専用契約者(第85条(他人に利用させる場合の専用契約者の義務等)の規定に基づき衛星デジタル配信サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとります。

2 B種専用契約者は、通信の秘密保護のためにB種専用契約に基づきデジタル符号化し配信する映像、音響または符号をB種専用契約者(第85条(他人に利用させる場合の専用契約者の義務等)の規定に基づき衛星デジタル配信サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できないよう、当社が別に定める方法による措置をとっていただきます。

3 C種専用契約者は、配信区間において通信の秘密保護のためにデジタル符号化し配信する映像、音響または符号をC種専用契約者(第85条(他人に利用させる場合の専用契約者の義務等)の規定に基づき衛星デジタル配信サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただきます。

## (ICカード等の配布等)

第80条 当社は、前条(通信の秘密保護)第1項の規定に基づく限定受信システムの使用に関して、A種専用契約者に当社が別に定める方法で、復調器に挿入するICカード等(傍受を防止するために暗号化されたA種専用契約者の映像信号等の解読に必要な情報を記憶させた半導体集積回路を搭載したカードもしくはモジュールをいいます。以下「ICカード等」といいます。)を配布します。

2 当社は、設備契約に規定されたA種専用契約者の復調器(有線テレビジョン放送施設へ信号を伝送する場合は、その施設に設置される復調器を含みます。以下同じとします。)の台数と同数のICカード等をA種専用契約者に配布します。A種専用契約者は、当社が配布するICカード等を当社が配布時に指定した復調器に挿入していただきます。当社が指定する復調器以外にICカード等を挿入することはできません。

3 ICカード等は、善良な管理者の注意をもって保管していただきます。

4 A種専用契約者は、ICカード等を他に転売、貸与、譲渡することはできません。

5 A種専用契約者は、ICカード等を故障、滅失、紛失した場合は、当社所定のICカード等再配布申込書を当社に遅滞なく届けていただきます。当社は、この申込書を受理した後、できるだけ速やかにICカード等をA種専用契約者に再配布します。

## (地球局設備等の据付けに関する申請等)

第81条 当社は、地球局設備(中継地球局設備を除きます。以下この条において同じとします。)の据付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、当社の責任と負担において、その申請等を実施します。

2 B種専用契約者は、B種専用契約に係るデジタル符号化装置等の据付けに関し、事業法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、B種専用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

3 当社は、C種専用契約に係るデジタル符号化装置等の据付けに関し、事業法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、当社の責任と負担において、その申請等を実施します。

4 専用契約者は、受信専用設備の据付けに関し、事業法以外の許認可またはその他の申請等が必要な場合は、専用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

## (中継地球局設備等の保管及び運用等)

第82条 C種専用契約者は、中継地球局設備に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、中継地球局設備の追加、変更または取り換えを行わないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して中継地球局設備を保護する必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、中継地球局設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (3) 中継地球局設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (4) 当社が別に定める中継地球局設備に関する運用規則を遵守すること。
  - (5) 中継地球局設備に関し、第15条(中継地球局設備の据付け)第4項の規定により当社と締結する設備契約に基づいて、中継地球局設備の保守を実施すること。
- 2 C種専用契約者は、前項の規定に違反して中継地球局設備を滅失または毀損等したときは、当社が指定する期日までに、専用契約者の責任と負担においてその補充、修繕その他の工事を行っていただきます。
- 3 中継地球局設備が電波干渉によってその仕様を満たすことができなくなったときは、当社が指定する期日までに、専用契約者の責任と負担において仕様に合致することができるよう中継地球局設備の追加、変更または取り換えを行っていただきます。
- 4 C種専用契約者は、第73条(地球局の検査及び地球局設備等の点検)に基づく検査及び点検に必要な協力をさせていただきます。

## (電波干渉に要する工事等)

第83条 当社は、地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。

- 2 当社は、地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めたときは、必要な工事その他電波干渉対策を当社の責任と負担において実施します。
- 3 専用契約者は、受信専用設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を専用契約者の責任と負担において実施していただきます。
- 4 専用契約者は、受信専用設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めたときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を専用契約者の責任と負担において実施していただきます。

## (受信専用設備の保管及び運用等)

第84条 専用契約者は、受信専用設備に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、受信専用設備の追加、変更、取り換え、移転または撤去を行わないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して受信専用設備を保護する必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、受信専用設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (3) 受信専用設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (4) 当社が別に定める受信専用設備に関する運用規則を遵守すること。
  - (5) 第16条(受信専用設備の据付け等)第3項の規定により当社と締結する設備契約に基づいて、受信専用設備の保守を実施すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反して受信専用設備を滅失または毀損等したときは、当社が指定する期日までに、専用契約者の責任と負担においてその補充、修繕その他の工事を行っていただきます。

- 3 受信専用設備が電波干渉によってその仕様を満たすことができなくなったときは、当社が指定する期日までに、専用契約者の責任と負担において仕様に合致することができるよう受信専用設備の追加、変更または取り換えを行っていただきます。

(他人に利用させる場合の専用契約者の義務等)

第85条 専用契約者は、衛星デジタル配信サービスを専用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届けていただきます、また、その利用者を変更するときも、あらかじめ当社に届けていただきます。

- 2 専用契約者は、衛星デジタル配信サービスを専用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づき専用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、また、その利用者が衛星デジタル配信サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。
- 3 C種専用契約者は、前2項の規定にかかわらず、C種専用契約の衛星デジタル配信サービスを当該C種専用契約者以外の者に利用させること及びC種専用契約の衛星デジタル配信サービスの提供に係る専用回線を用いて他人の通信を媒介することはできません。

(他社接続回線に関する手続き)

第86条 当社は、C種専用契約に係る他社接続回線について、その他社接続回線に係る電気通信事業者に対する申込み、請求、その他必要な事項について手続きを行います。

(衛星デジタル配信サービスの技術的事項)

第87条 衛星デジタル配信サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(技術資料の閲覧)

第88条 当社は、衛星デジタル配信サービスを利用するうえで参考となる細則13(衛星デジタル配信サービスに係る技術資料の項目)の事項を記載した技術資料を、当社が別に指定する場所において閲覧に供します。

## 別 表 基本的な技術的事項

種 別	物理的条件
映像伝送	BNC同軸コネクタ (JIS規格C5412)
中間周波数伝送	F同軸コネクタ (EIAJ規格RC-5223)

備考:本方式は、基本的な接続方式を示しており、専用契約者の要望その他の事由により、本表以外の条件によることがあります。

附 則

(実施期日)

この約款は、郵政大臣の認可を受けた後、速やかに実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、郵政大臣の認可を受けた後、速やかに実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成11年11月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成12年6月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成12年10月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改訂規定は、平成12年10月10日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成16年7月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成16年11月1日より実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際、改定前に契約を締結している者は、下表の左欄について、この約款の実施期日において、それぞれ同表の右欄に読み替えるものとします。ただし、当該読み替えによりこの約款の定めと矛盾又は齟齬が生じた場合は、この約款の定めを優先して適用するものとします。

旧約款における定義	この約款における定義
1年間サービス	1年間コミットサービス
3年間サービス	3年間コミットサービス
5年間サービス	5年間コミットサービス

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成18年3月1日より実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成19年6月1日より実施します。

---

資料名 衛星デジタル配信サービス契約約款

資料番号 PSD-G-第07-001号

平成 8年12月 27日 第1版  
平成 10年 3月 30日 第2版  
平成 11年11月 1日 第3版  
平成 12年 6月 1日 第4版  
平成 12年10月 1日 第5版  
平成 12年10月 10日 第6版  
平成 16年 7月 1日 第7版  
平成 16年11月 1日 第8版  
平成 18年 3月 1日 第9版  
平成 19年 6月 1日 第10版

スカパーJSAT株式会社  
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03-5571-7770

---

(不許複製、禁転載)